

松江市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

松江市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年松江市規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
<p>松江市消防団員等公務災害補償条例(平成17年松江市条例第355号)第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p>			<p>松江市消防団員等公務災害補償条例(平成17年松江市条例第355号)第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p>		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(1) 略	略	常時介護を要する状態	(1) 略	略
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときは、当該介護に要する費用として支出された額が <u>90,790円</u> 以下	月額 <u>90,790円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときは、当該介護に要する費用として支出された額が <u>85,490円</u> 以下	月額 <u>85,490円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

	であるときに限る。)			であるときに限る。)	
随時介護を要する状態	(1) 略 (2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が 45,400円 以下であるときに限る。)	略 月額 45,400円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)	随時介護を要する状態	(1) 略 (2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が 42,700円 以下であるときに限る。)	略 月額 42,700円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松江市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。